

令和8年度

相模原市立藤野北小学校
いじめ防止基本方針

藤野北小学校

令和8年4月1日

相模原市立藤野北小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標・めざす子どもの姿】

**深く学び、自分も人も大切に、きたえチャレンジ
する子の育成**
～ワクワク・ドキドキ なんでもチャレンジ～

○深く学ぶ子

<「わかった!」を喜び、基礎・基本を身につける・対話的に考えを伝え合い、学びを深める・「なぜ?」を問い、自ら課題を解決する子>

○自分も人も大切にする子

<あいさつを交わし、互いのよさを認め合う・共同的な活動を通し、力を合わせ絆を深める・地域と他校と出会い、世界を広げる子>

○きたえチャレンジする子

<自然や強度を愛し、大切にすること・外遊びや運動で、心を体をきたえる・失敗をおspレジ、未来へチャレンジし続ける子>

【家庭・地域との連携】

・PTAの諸会議や学校評議員会を通じ保護者や地域の方と連携する。

【校内組織】

○名称：いじめ防止対策委員会
○構成員：校長・副校長・教務主任
児童支援専任教諭・児童指導担当
支援教育コーディネーター
養護教諭・青少年教育カウンセラー
スクール・ソーシャルワーカー
他状況に応じて

【関係機関との連携】

・教育委員会
・青少年相談センター
・緑子育て支援センター
・児童相談所・警察署
・民生委員
・中学校区小中連携推進協議会

【いじめの未然防止】

- 児童一人ひとりが、わかる・できる喜びを感じる授業の充実を推進する。
- 児童会を中心として「学習と生活のめあて」の具体的取り組みを推進する。
- 教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会の充実と人間関係スキルの育成を図る。
- 豊かな心をはぐくむための、道徳教育、人権教育、体験学習等の実施を充実させる。
- 児童一人ひとりの表情や言動を細かく観察し、「心の声」を感じ取れるような教師をめざす。
- いじめ暴力防止運動などの取り組みを通して、人権意識の向上を図る
- いじめについて、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

【いじめの早期発見】

- 日常的な観察を充実させ、児童の様子を把握し、全教職員で共通理解を図る。
 - ・休み時間や放課後の様子の観察、個人ノート、個人面談、家庭訪問等で把握をする。
- 定期的なアンケート調査および担任による面談を実施し、結果を活用し、教育相談につなげる。
 - ・各学期に1回：6月・11月・2月
- 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

【いじめへの対処】

- 被害児童を守るとともに、いじめをやめさせ、再発防止のために毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ・校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、いじめであるか否かの判断は組織的に行う。
 - ・速やかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、学級集団等へそれぞれ適切な支援、指導、助言を行う。
 - ・教職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

【重大事態への対処】

- 重大事態が発生したとの疑いがあると認めるときは、教育委員会による指導および支援を得ながら、調査を行う。
- ・重大事態の発生を認定したときには、教育委員会を通じて速やかに市長へ重大事態発生のお知らせをする。
- ・当該児童およびその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

◆いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること。
- ②AとBの間に一定の人間関係が存在すること。
- ③AがBがに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

1 いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

いじめはどの学級・児童にも起こり得ることから、全教職員で全児童の指導にあたるという共通理解のもと、誰もが安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と家庭、地域、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめ防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。この組織を中心として全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称 藤野北小学校いじめ防止対策委員会
- 構成員 校長、副校長、教務、児童支援専任、児童指導、支援教育コーディネーター、養護教諭、青少年教育カウンセラー（心理）スクール・ソーシャルワーカー（福祉）および校長判断で必要と認められたもの

○いじめ未然防止の取り組み

- ①いじめ未然防止、早期発見のために、全児童を対象に定期的（学期に1回）にアンケート調査を実施する。
- ②打ち合わせ（週1回）職員会議などで、児童の様子について情報交換を行う。
- ③事案が発生した場合、会議を開き、対応策について協議する。
- ④青少年教育カウンセラー等の相談窓口を周知する。
- ⑤SNS等によるいじめに対する対策を推進する。

3 いじめの未然防止の取り組み

いじめはどの児童にも起こりうるという可能性を考慮し、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1)児童が主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。

①授業の充実・改善:一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを行う。

- ・学び合いに重点を置くことで、心が通い合い、いじめが生まれにくい風土を創る。
- ・校内研究では、「考えを主体的に伝え合う子の育成」をテーマのもとに、子ども同士の学び合いを大切にしたり授業をめざす。

②居場所づくり:一人一人が自ら参加したり、活躍したりできる場を充実させる。

- ・児童会が主体となる活動、縦割り班活動の工夫、異学年交流
- ・あいさつの推進

(2)学校の教育活動全体を通して、児童の自己有用感を高める機会を充実させる。

①あいさつの推進:明るく元気な挨拶が行き交う学校風土を醸成する。あいさつは、相手の存在を認める第一歩である。あいさつを返すことは自分も相手を認めることになり、互いに良好な関係を構築ことができ、いじめを生まない風土を創っていく。

②異学年交流 :上級生が下級生の世話をし、下級生は上級生の姿を見て学ぶという異学年交流(月に1回以上行う)を通して、人の役に立つ喜びを感じ、自信をもつことができるよう取り組む。また、心が通い合うことでいじめを生みにくい風土が創られる。

(3)学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実を図るとともに、体験活動、読書活動などを推進する。

①人権教育の充実:自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができ、単に理解にとどまることなく態度や行動に表れるようになることをめざす。

②道徳教育の充実:今までのような、読み物の登場人物の気持ちを読み取る道徳ではなく、いじめを自分事として捉え「自分ならどうするか」を考え議論する道徳としての充実を図る。

③体験活動の充実:栽培体験を通して、やさしい心を育む。

④読書活動の充実:学習委員会と連携し、読み聞かせを行ったり、おすすめの本を紹介したりするなど、本との出会いの場を広げるとともに、豊かな心を育む。

(4)いじめ(SNS等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

①命の大切さや人権の尊さについて全校集会や朝会で、校長や担当教員からの講話をする。

②いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修、発達障害についての理解と支援の研修を行い、教職員自らが、児童や保護者、教職員間で人権意識をもって接することができるようにする。

③教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取り組みの充実を図る。

(5)学校、PTA、地域の関係団体等と連携した取組を推進する。

- ①あいさつ推進運動
- ②安全ボランティア
- ③幼保小中連携推進協議会

4 いじめの早期発見の取組

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1)職員全体で、言葉遣いや行動などの児童の様子について同じ視点を持ち、日常的な観察を行う。

- ①休み時間や給食の時間、放課後の会話等の雑談中での児童の様子を観察する。
- ②健康観察、個人面談等で個々の児童について把握する。
- ③職員打ち合わせ毎に情報交換を行い、情報を共有し、対応を充実させていく。
- ④支援が必要な児童等について、個々の特性への理解を深め、教育的ニーズに応じた支援を行う。
- ⑤外国につながりがある児童、性同一性障害及び性的指向・性自認について、職員が正しい理解に努める。

(2)アンケート調査(学期に1回)や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの事態把握に努める。

- ①アンケートの実施(学期に1回)する。
- ②教育相談(アンケート実施後、全員行う)を実施する。
- ③児童の状況を把握し、いじめの月間報告を行う。
- ④児童指導専任、支援教育コーディネーターによる日々の教室巡回を行う。

(3)児童及びその保護者への各種相談機関の周知、教職員がいじめに関する相談を行う体制を整備する。

- ①青少年教育カウンセラーによる相談、校内巡回〈毎週木曜日〉
- ②さがみはら子ども SOS ダイヤル(0120-0-78310)
ヤングテレホン相談(0120-002-910)
- ③保健室だより、相談室だよりを発行する。
- ④青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる校内巡視を行う。
- ⑤個人面談(年3回)、希望者との個人面談(随時)、教育相談(随時)などを行う。

5 いじめへの対処

発見したり通報を受けたりした場合は、速やかに組織的に対応する。

(1)被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童等を指導する。

- ①いじめの疑いの情報等があったときには、速やかに事実確認を行い、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。認知した場合は、直ちに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- ②関係児童及びその保護者、集団全体(学級、遊び仲間等)へ、支援、指導、助言を適切に行う。
- ③インターネットなどを通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等へ協力や援助を求める。
- ④場合によっては、学校長の判断の下、出席停止命令まで検討する。

(2)全教職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会・関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- ①児童指導の情報交換で、いじめの状況を把握し、共通理解を図る。
- ②内容に応じて、教育委員会・関係機関・専門機関と連携し、対応する。(事案が犯罪行為に発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。)

6 重大事態への対処

【重大事態とは】

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (1)重大事態が発生したとの疑いがあると認めるときは、教育委員会と連携し、調査を行う。調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うためのものである。
- ①重大事態が発生したとの疑いがあると認めるときは、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する聞き取り調査を実施する。
- ②速やかに教育委員会に重大事態発生について報告する。
- ③調査の結果、明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、個人情報に配慮した上で適切に報告する。